



今回はずばり！税制改正大綱特集です。かなりタイトなスケジュールでしたがなんとか間に合いました(^^)。

<今回の内容>

I. 平成29年度の税制改正大綱が発表になりました..... P.I

平成29年1月1日発行

第 23号

今年も一年お世話になりましたm(\_ \_)m

# 【速報】平成29年税制改正大綱発表

EMP通信 発行者:EMP税務会計事務所・EMP行政書士事務所

## 平成29年度の税制改正大綱が発表になりました

■ 平成28年12月8日に、自民党公明党の連立与党から平成29年度の税制改正大綱が発表になりました。

これは、連立与党が「今後税制はこのように変わります(変えようと思えます)」という内容をまとめたもので、既に決定のもの(決定された場合は、いつから適用か)、まだ期日は未定のもの、方向性のみ決定されたもの等の内容が、税目別に一覧されているものです。

これはあくまで与党が考えているものなので、100%決定というわけではありませんが、例年で言うと、ほぼこの内容が年末に閣議決定されて、法制化されていきます。

今回の税制改正大綱は、ずっと議論されていた配偶者控除についての内容が一番大きいですね。

テレビやニュースでももうすでに発表になっているのでご存知の方も多いと思います。

しかしそれ以外にもいくつもの改正点があります。そしてそれらを知ることで、政府与党が今後の税制についてどのような意図を持っているか、うかがい知ることが出来ると思います。

今回も、140ページを超える超大作なのですが、頑張って読み込みました！そして、その中でも比較的多くの皆さんに身近な税制の改正内容について、簡単にご紹介い

たします。

### ■ 配偶者控除の見直し

まずは何と言っても配偶者控除の見直しです。

いわゆる「103万円の壁」の問題についてですね。これは多くの指摘がある通り、女性の社会進出の妨げになっていると言う世論の流れを受けての改正だと思っています。

例えば大綱の3ページには、以下の様に書かれています。

(「103万円の壁」については、)配偶者特別控除の導入によって、(略)税制上、いわゆる「103万円」の壁は解消している。それにもかかわらず収入を抑える傾向が生じる要因として、「103万円」という水準が企業の配偶者手当制度等の支給基準に援用されていることや、いわゆる「103万円の壁」が心理的な壁として作用していることが指摘されている。出産年齢人口が減少を続け人手不足と感じている企業が多い中、パート収入を一定の範囲内に抑えるために就業時間を抑える傾向は、最低賃金が引き上げられていくにつれ、更に強まるのではないかとということが懸念される。

つまり、逆に政府の側からしても、労働の担い手がこの103万円の壁のために減るとしたら日本全体としても残念なことですので、そう言う意味で言っても、この壁をなくすことはとても意味のあることだと思います。

逆にこれを単純に無くしてしまうと、これまで38万円の所得控除の恩恵を受けていた方にとっては増税になります。このせめぎ合いが、この改正に時間がかかった理由だと思いますね。

今回、配偶者に対する所得の控除については38万円の控除を受けることができる配偶者の要件が、給与収入ベースで105万円→150万円になりました。

これは、多くの人にとってはいいことだと思います。

「多くの人」と言うのは、配偶者控除の適用を受ける要件が少し厳しくなったので、一部の人にとっては、配偶者控除を受けることができなくなります。

具体的には、控除を受ける本人(つまりご主人)に合計所得金額1,000万円以下という所得制限が加わりました。

と言うことは、例えば旦那さんのお給料が1,220万円を超えると、これまで無条件で受けられていた38万円の配偶者控除が受けられなくなりますので、その旦那さんにとっては所得税と住民税を合わせて約16万円の増税になります。

また、配偶者控除・配偶者特別控除ともに、控除を受けるご主人の合計所得金額が900~1,000万円の場合には、控除額が2段階で縮小されるので、世帯主の給与年収が1,120万円を超えると増税になります。

この規定は、所得税が平成30年分、住民税が平成31年度分からの適用になります。

規定の適用がいつからになるのかというのも、税制改正大綱を読み解く上ではかなり重要になりますね。この辺りもしっかり意識するようにしましょう。



## ■「積立NISA」の新設

平成26年から始まったNISAですが、毎年どんどん拡充していますね。

少し話はそれますが、金融庁からの指導によって、金融機関も貯蓄から投資への流れを促進しようとしていますし、政府としても「自分の老後は自分で！」と言うメッセージも強く表れていると思います。

さらにこの夏に金融庁から発表になった「平成29年度税制改正要望」を見ると、

○ NISA(少額投資非課税制度)については、口座開設数が約1,000万口座、買付金額が約7.8兆円となるなど、制度開始以降、着実に普及(平成28年3月末時点)。

○ 29年度税制改正では、NISAの更なる普及のため、手元資金が十分でない若年層等の利用を促進する観点から、少額からの積立・分散投資に適した「積立NISA」の創設を要望。

と書かれていますので、確実に活用されつつあることは間違いありません。もっともっと使い勝手を良くして！と言う事ようです。

これまでの、NISAの制度は、元本年間120万円まで、5年間の間、配当と譲渡益が非課税になるという考え方がでしたが、新しい規定が設けられました。

それが今回の「積立NISA」です。積立型のNISAについては、開設から20年間、投資信託の配当金と譲渡益について、所得税・住民税は非課税とするものです。

ただし、適用を受けることができるのは元本年間40万円までです。

そして、この規定も、平成30年分の所得税、平成31年度分の住民税からの適用になります。来年から証券会社の積立型の投資信託の営業が盛んになりますね！しっかり考えて資産運用を行って下さい(^-^)

## ■ 給与等支給額が増加した場合の税額控除制度

雇用者給与の支給額が増加した場合、ものすごくざっくり言うと従業員さんに支払う給与が増えた場合、会社の税金を安くしますよ！という規定です。

これも、平成25年から施行されている規定です。私たち

税理士がよく提案する規定で、少しずつではありますが、この税額控除の範囲が広がったり控除できる税額が増えたりと、拡充傾向になっています。

一定の要件が整った場合に、現行は、従業員に支払う給与の「増価額」の最大10%まで税金を控除することができたのですが、今回の税制改正大綱では最大12%まで税金が控除できるようになりました。さらには、中小企業ではもともと最大20%まで控除できたのですが、22%までの税額控除が可能になります。

この規定の適用年度は…いつから適用かが書かれていませんが、おそらく平成29年4月以降開始事業年度なのではないでしょうか(^^)。

#### ■ 生産性向上設備の即時償却等(中小企業経営強化税制)

経営力向上計画の認定を受けた中小企業者に対する特典です。これまでは、この規定は青色申告書を提出している中小事業者ならだれでも適用できましたが、今後は、しっかり計画を立てて、その計画を実施しているような会社しか適用できませんよ!となっています。

ちなみに、この規定は、青色申告書を提出した中小企業者等で経営力向上計画の認定を受けた会社が、一定規模以上の特定経営力向上設備に該当する機械装置、工具器具、付属設備、ソフトウェアを取得して事業の用に供した場合に

- 即時償却(購入した年に全額経費にできる)
- (法人税額の20%を限度として)7%(特定中小企業者等は10%)の税額控除

のいずれかを選択適用できるというものです。

製造業の方であれば、これまでも適用したことがあるのではないのでしょうか。これは、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に事業の用に供した生産性向上設備に適用となっています。

#### ■ 中小企業者等の軽減税率の特例の延長

現行、中小事業者であれば所得800万円以下の部分については、法人税税率が本来19%であるところを、15%に軽減されています。この規定は平成29年3月31日以前開始事業年度までとなっていたのですが、今回の税制改正大綱で平成31年3月31日以前開始事業年度までに延長になりました。こう言った、「延長」という改正もあります。まあ、この規定は延長されることが容易に想像されました

けどね(^\_^)b。

と言う事で、完全に想定範囲内ですが万が一このまま廃止になっていたら実質的な増税ということになります。中小企業にとっては大打撃でしたので、良かったです。

#### ■ 相続税・贈与税の納税範囲の見直し

日本国籍を有していても、今までは、海外に5年居住すれば、国外財産については、相続税・贈与税の課税対象外となっていました。

その「5年海外居住要件」が厳しくなって、10年居住しなければ対象外と不再なることになりました。海外居住による相続・贈与の節税を考えていた人にとってはショックですね。

これは、平成29年4月1日以降の相続・贈与から適用となっています。

#### ■ 非上場株式の評価方法の見直し

少し細かいのですが、類似業種比準方式が見直しになりました。

これまでは、配当金額、利益金額、簿価純資産価額の比重は1:3:1で計算していましたが、1:1:1に変更になります。

って、これなんやねん?!と思う事ですが、ざっくり言うと、平成29年1月1日以降の相続等から、利益がたくさん出ている会社の株式は、改正前よりも評価額が下がるということになります。

#### ■ 固定資産税のタワマンの税額計算の見直し

前回のニュースレターでも少し触れましたが、タワマンシヨンの固定資産税・不動産取得税の税額計算方法が見直しになりました。そして、今回の税制改正大綱で計算方法が明確になりました。

高さ60m超の建築物について、建築物全体の固定資産税額を按分する床面積の割合について、1階を100とし、1階増すごとに10/39を加えた補正率で計算するというものの。

平成30年度から新たに課税される建築物から適用になります。ただし、平成29年4月1日以後に各部屋の売買契約が開始されるものに限定されています。

ただ、これも前回のニュースレターで触れたとおり、あくまで固定資産税についての改定です。相続税の評価についてはまだまだ議論中です。

■ ビールは減税、第3のビールは増税、日本酒は減税、ワインは増税

ビール、発泡酒、第3のビールの税率を、景気動向を確認しながら4年後の平成32年10月、7年後の平成35年10月、10年後の平成38年10月と3段階で一本化します。

発泡酒や第3のビールは、本来ビールにかかっていた酒税をなんとかして逃れようとする「節税商品」と言えると思います(脱税商品とは言いつらいですね(^\_^))。これを、発泡酒、第3のビールも全て同じにする、つまり、ビールの範囲を大きく広げるようにします。

これは、国内のビールメーカーが税率の違いに着目して、低価格商品の開発競争に注力した結果、酒税全体の税収が減少したことと、また、税率を一本化することで、各メーカーが世界市場を見すえたビールの開発に力を入れられるようにする狙いがあると言えます。

ビールが好きな方にとって減税ですが、発泡酒や第3のビールを飲んでいただ方には増税になりますね。ただ、「その都度、経済状況を踏まえ(P.95)」とありますので、様子を見ながら少しずつという注釈付きです。

#### ■ 検討事項

さらに、今回の大綱で決まっているわけではありませんが、この辺も与党としては問題だと思っていますよー！という点については、主に以下の点が挙げられます。

#### (1)法人成り企業の「給与所得控除」の見直し

これはずっと言われていることですが、個人事業を法人にして、社長が役員報酬として法人の利益の分配を受けると節税になります。ものすごくざっくり説明しているのだからわかりにくいかもしれませんが、いわゆる、「法人成りしたら税金安なる」って言うやつです。これについては、平成18年度の税制改正で、「特殊支配同族会社の役員給

与の損金不算入」という長ったらしい規定でその見直しを図られようとしたのですが、結局うまくいきませんでした。以前よりずっと検討課題だったのですが、今回も検討事項に挙がっています。

#### (2)医師、歯科医師の高額な設備投資にかかる消費税の仕入税額控除

これも難しい問題ですが、ざっくり言うとお医者さんが機械買ったときに払う消費税は、そのまま払いっぱなしなのがずるい！還して！」ってことです。

これまで、消費税が3%、5%のころはそこまで問題になっていませんが、これが8%、10%に消費税が上がってくると、やはり無視できません。これについても「総合的に検討し、結論を得る。」となっています。

#### (3)「ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。」

以前ニュースレターで特集したことがありますが、ゴルフ場利用税は消費税導入の際、「娯楽施設利用税」と「物品税」は廃止されましたが、これだけは残っています。

消費税の二重課税では？という意見があります。これについては、ゴルフ場を持つ地方自治体にとっては貴重な収入源ですので手放したくありませんが、廃止の要望が強いので、ずっと検討課題に挙がっています。



税務会計 事務所  
行政書士

〒530-0047 大阪市北区西天満5-6-10

富田町パークビル207号

TEL: 06-6316-3755・FAX: 06-6316-3756

MAIL: info@office-emp.com

Web: http://www.office-emp.com

#### [取扱業務]

- 事業計画、キャッシュフローコンサルティング
- 税務申告・相談・記帳代行
- 税務調査対策
- 法人設立
- 各種セミナー
- ITコンサルティング、HP作成、SEO対策など

